



安全データシート

塩化第二鉄液

作成日1993年 3月25日

改定日2016年12月 1日

1. 製品及び会社情報

製品名:	塩化第二鉄液
会社名:	タイキ薬品工業株式会社
住所:	福岡市東区東浜一丁目9番4号
担当部門:	製造部 技術製品企画室
電話番号:	092-641-5736
FAX番号:	092-641-4440
メールアドレス:	info@taiki-y.co.jp
緊急連絡先:	092-641-5736
推奨用途及び使用上の制限:	金属腐食剤(ネームプレート、写真製版、リードフレーム、プリント配線等)凝集沈殿剤(汚水処理剤)、度量衡器、触媒、鉄塩類の製造、ガス洗浄等。
整理番号:	SDS-1000

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的及び化学的危険性:

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	区分外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分1

人の健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分4
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない

環境に対する有害性	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1(全身毒性) 区分3(気道刺激性)
	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	分類できない
	吸引力呼吸器有害性	分類できない
	水生環境有害性(急性)	区分3
	水生環境有害性(長期間)	区分外
	オゾン層への有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

金属腐食のおそれ
 飲み込むと有害
 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
 重篤な眼の損傷
 呼吸器への刺激のおそれ
 臓器の障害
 水生生物に有害

注意書き:

【安全対策】
 他の容器に移し替えないこと。
 ミストを吸入しないこと。
 取扱い後は手をよく洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 環境への放出を避けること。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急処置】
 皮膚に付着した場合、眼に入った場合:直ちに医師に連絡すること。
 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
 飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 暴露又は暴露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】
 施錠して、保管すること。
 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

【廃棄】
 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

物質

単一製品・混合物の区別:

混合物(水溶液)

化学名又は一般名:

塩化第二鉄液(Ferric Chloride Solution)

別名:

塩化鉄(Ⅲ)(Iron(Ⅲ) Chloride)

三塩化鉄(Iron(Ⅲ) trichloride)

過塩化鉄、過クロル鉄

成分名	wt/wt%	化学式	官報整理番号	CAS No.
塩化鉄(Ⅲ)	37-	FeCl ₃	(1)-213	7705-08-0
水	-63	H ₂ O	対象外	7732-18-5
合計	100			

GHS分類に寄与する不純物及び
安定化添加物:

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合:

被曝者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ安静にする。
呼吸が弱かったり、止まったりしている場合は、衣類を緩め呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行なう。ただし、口対口法を用いてはいけない。;逆流防止のバルブがついたポケットマスクや他の適当な医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行なう。呼吸困難な時は酸素吸入を行なう。呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。身体を毛布等で覆い、保温して安静に保つ。応急措置をした後、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合:

この製品が皮膚に触れた場合、付着した製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れ、不十分だと皮膚の障害を生じる恐れがある。汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。

目に入った場合:

応急措置をした後、直ちに医師の診断を受ける。
この製品が眼に触れた場合、寸秒でも早く洗浄を始め、付着した製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れ、不十分だと眼の障害を生じる恐れがある。清浄な水で最低15分洗浄したのち、直ちに眼科医の診断を受ける。コンタクトレンズを使用している場合は、取り除いて洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行き渡るように洗浄する。

飲み込んだ場合:

応急措置をした後、直ちに医師の診断を受ける。
水でよく口の中を洗浄し、ぬるま湯、牛乳等を飲ませ、嘔吐を行なうと共に、直ちに医師に診断を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状:

吸入した場合、咽頭の粘膜の炎症と痛み、咳、吐き気。
皮膚に触れた場合、皮膚の炎症と痛み、紅斑や水疱の生成。
目に入った場合、炎症と痛み。
飲み込んだ場合、吐き気、嘔吐、呼吸困難、代謝異常、白血球数の変化。

最も重要な兆候及び症状:

応急措置をする者の保護:

救助者が有害物質に触れないよう手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別注意事項:

静脈内投与により毒性を示す。経口摂取、腹腔内投与により中程度の毒性を示す。この物質は眼、皮膚、粘膜を刺激する。
接触や吸入の効果は遅れて現れるおそれがある。

5. 火災時の措置

消火剤:

この物質自体は、不燃性である。
周辺の火災時には水、水噴霧、粉末消火薬剤、耐アルコール性泡消火薬剤、二酸化炭素、土砂等。

使ってはならない消火剤:

この製品自体は、不燃性である。

火災時の特有の危険有害性:

不燃性であり、それ自体は燃えないが、火災によっては加熱されると分解して刺激性、腐食性又は毒性の塩素ガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法:

加熱により容器が爆発するおそれがある。
消火作業は可能な限り風上から行う。移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入を禁止する。火元への燃焼源を絶ち、適切な消火剤を使用して消火する。

消火を行う者の保護:

消火のための放水等による消火水や希釈水は腐食性があり、環境に影響を及ぼすおそれがあり、流出しないように適切な処置をする。初期消火には水、粉末消火剤を用いる。大規模火災の場合は、耐アルコール泡で一挙に消火する。容器周辺が火災のときは、容器を安全な場所に移動する。消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	<p>作業者は適切な保護具(『8. 暴露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガス、フュームの吸入を避ける。</p> <p>直ちに、漏出した場所の周辺に適切な距離を置きロープを張るなどして、漏洩区画として隔離する。</p> <p>関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>適切な保護衣を着けていないときは、破損した容器や漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>風上に留まる</p> <p>低地から離れる。</p>
環境に対する注意事項:	<p>この物質を環境中に放出してはならない。</p> <p>流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p>
回収、中和:	<p>付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。</p> <p>(少量)漏えいした液は乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて取り除くか、漏洩物を密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。</p> <p>(多量)大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。</p> <p>直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。</p> <p>危険でなければ漏れを止める。</p>
封じ込め及び浄化方法と機材: 二次災害の防止策:	<p>すべての発火源や可燃性物質を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。</p> <p>着火した場合に備えて、適切な消火器を準備しておく。</p> <p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気:

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱注意事項:

使用前に使用説明書入手すること。

すべての安全注意事項を読み理解するまで取り扱わないこと。

空気中の濃度を暴露限度以下に保つ為に排気用の換気を行うこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後は、手、顔などをよく洗うこと。

取扱いは、換気のよい場所で行い、漏れ、あふれ、飛散しないよう注意し、みだりに蒸気を発生させない。

保護具や器具類などは耐食性のものを用いる。

適切な保護具を着用し、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れたりしないようにする。

接触回避:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管

技術的対策:

保管場所には貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件:

直射日光を避け、容器を密閉して換気の良い涼しい所で保管すること。

可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、金属類から離して保管する。

容器包装材料:

国連輸送法規で規定されている容器を使用する。国連容器包装等級Ⅲ

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度:

作業環境評価基準に設定されていない。
(平成7年3月27日労働省告示26号)

許容濃度

(暴露限界値、生物学的暴露指標):

日本産衛学会(2014年版):

設定されていない。

ACGIH(2010年版):

設定されていない。

設備対策:

装置や薬品の移送に用いるホースなどは耐食性や耐久性のあるものを用いる。

高熱取り扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃

度・許容濃度以下に保つ為に換気装置を設置する。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸器の保護具:	保護マスク等、必要に応じて適切な呼吸器保護具を使用すること。
手の保護具:	不浸透性保護手袋。(ネオプレン、ブチルゴム製が推奨される。)
眼の保護具:	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)顔面シールド。
皮膚及び身体の保護具:	保護衣。不浸透性保護衣、前掛け(耐油性)、保護長靴等。
衛生対策:	ミストの発生を防ぐ。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 あらゆる接触を避け、取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	常温で茶褐色の液体
臭い:	わずかに塩素臭
pH:	1前後
融点・凝固点:	40° BéFeCl ₃ : 約-5°C 42° BéFeCl ₃ : 約-3°C 47° BéFeCl ₃ : 約10°C 50° BéFeCl ₃ : 約17°C
沸点、初留点及び沸騰範囲:	40° BéFeCl ₃ : 約109°C(液相温度)、約102°C(気相温度) 42° BéFeCl ₃ : 約109°C(液相温度)、約102°C(気相温度) 47° BéFeCl ₃ : 約111°C(液相温度)、約104°C(気相温度) 50° BéFeCl ₃ : 約115°C(液相温度)、約105°C(気相温度) (沸点上昇により、液相と気相の温度差が異なる。加熱を続けると水分が蒸発し、濃縮される。
引火点:	不燃性
爆発範囲:	不燃性
蒸気圧:	データなし
蒸気密度(空気 = 1):	データなし
比重(密度):	40° BéFeCl ₃ : 約1.385以上(15°C) 42° BéFeCl ₃ : 約1.411以上(15°C) 47° BéFeCl ₃ : 約1.483以上(15°C) 50° BéFeCl ₃ : 約1.530以上(50°C)
溶解度:	水と混和する。 有機溶媒:アルコール、エーテルに可溶。
オクタノール/水分配係数:	Log Pow=0.16
自然発火温度:	不燃性
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	該当しない
粘度:	約 5~20mPa・s(20°C)

10. 安定性及び反応性

安定性:	熱分解性、200°C以上に加熱すると分解して有毒なガスを発生する。
危険有害反応性可能性:	ほとんどの普通金属に対し腐食性を示し、特に銅及び軽金属類に対し強い腐食性を示す。
避けるべき条件:	金属類との接触、加熱。
混触危険物質:	可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、金属類。
危険有害性のある分解生成物:	塩素ガス。

11. 有害性情報

急性毒性:	経口	ラットの LD50 値として、500-5,000 mg/kg、900 mg/kg、1,872 mg/kg、約 2,900 mg/kg、約 2,900 mg/kg の 5 件の
-------	----	---

	報告 (SIDS (2008)) がある。区分 4 及び区分外にそれぞれ 2 件ずつのデータが該当するので、LD50 値の小さい値の該当する区分 4 とした。
経皮	データ不足のため分類できない。
吸入(蒸気)	データがなく分類できない。
吸入(粉じん)	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性:	本物質は強酸性物質であり、0.1M 溶液は pH2 (HSDB (Access on September 2014)) との記載があることから区分 1 とした。なお、ウサギを用いた試験の報告が 3 報あり、刺激性ありが 2 件、刺激性なしが 1 件の結果が報告されている (SIDS (2008)、IUCLID (2000))。
眼に対する重篤な損傷・刺激性:	本物質は強酸性物質であり、0.1M 溶液は pH2 (HSDB (Access on September 2014)) との記載がある。また、ウサギに本物質の 40%水溶液を適用した結果、重度の刺激性を示した (SIDS (2008)、IUCLID (2000))。以上の結果から区分 1 とした。
呼吸器感受性:	データ不足のため分類できない。
皮膚感受性:	データ不足のため分類できない。モルモットを用いた試験において、2 匹中 1 匹に陽性反応がみられたが、例数が少なく試験法について不明であるため結論できないとの記載がある (SIDS (2008)、IUCLID (2000))。また、66 歳白人男性の鉄への接触感作と本物質 2%液のパッチテストでの陽性反応が報告されている (SIDS (2008)、IUCLID (2000)) が 1 症例のみである。
生殖細胞変異原性:	ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。すなわち、in vivo では、マウス骨髓細胞の小核試験で陰性 (SIDS (2008))、in vitro では、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験 1 例で陽性であるが、複数の細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陰性である (SIDS (2008)、NTP DB (Access on October 2014))。なお、マウス精巣を用いた in vivo 染色体異常試験で陰性報告があったが、詳細不明であった (SIDS (2008))。旧分類で、「マウスに経口投与による骨髓細胞の染色体異常試験陽性結果 (IUCLID (2000))」は誤りであり、硫酸鉄 (II) における陰性の結果であったことから削除した。また、旧分類の「マウスに経口投与による骨髓細胞の小核試験陽性結果 (IUCLID (2000))」は、SIDS (2008) において対照群がないなど複数の問題があり in valid と記載されているため削除した。
発がん性:	国際評価機関による発がん分類はない。雌雄の F344 ラットを用いた 2 年間飲水投与発がん性試験で発がん性はみられていない (SIDS (2008)) が、1 種の動物のみの結果でありデータ不足のため分類できない。
生殖毒性:	データ不足のため分類できない。なお、生殖毒性試験の情報はないが、ラットの精巣内に投与した実験で精巣、精巣上体の精子形成に影響がみられたとの報告、交配 1 日前にラットの膣内に投与した実験で着床前の死亡がみられたとの報告 (SIDS (2008)) がある。これらは通常の生殖発生毒性試験と投与経路が異なることから分類根拠としなかった。また、ラットを用いた経口経路 (飲水) での催奇形性試験において、母動物及び胎児に影響がみられていないとの報告がある (SIDS (2008))。しかし、1 用量のみの試験であり分類に用いなかった。
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露):	本物質ではないが、鉄化合物として、粉塵、ミストの吸入で気道刺激性がある (ACGIH (7th, 2001)、SIDS (2008)、HSDB (Access on September 2014))。本物質については、1 例の報告であるが、ヒトが塩化第二鉄溶液 200 mL (pH1) を誤飲した事例で、初期に低酸素血症、呼吸性アルカローシスを伴う重度の代謝性アシドーシス、摂取 3 時間後に嘔吐、意識混濁、頻脈、頻呼吸、摂取 4 時間後に重度の嘔吐、心肺停止により死亡したとの報告がある (HSDB (Access on September 2014))。なお、ヒトの鉄化合物の経口摂取により、嘔吐、下痢、軽度の嗜眠、上腹部痛、蒼白、重篤な場合、高血糖、チアノーゼ、昏迷、アシドーシス、吐血、昏睡の報告、硫酸鉄 (II) の経口摂取で胃粘膜の影響、心血管/末梢循環系の影響、代謝性アシドーシス、中枢神経系への影響の記載がある (SIDS (2008)、ACGIH (7th, 2001))。以上より、本物質は気道刺激性を有すると考えられることから区分 3 (気道刺激性)、また、全身性に影響を与えると考えられるが標的臓器を特定できないことから区分 1 (全身毒性) とした。旧分類では全身毒性を区分 2 としていたが、ヒトへの影響は上記のとおり重篤な場合があることから、区分 1 に変更した。
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露):	塩化鉄 (III) ・6 水和物をラットに 13 週間飲水投与した試験において、無毒性量 (NOAEL) は 5,000 ppm (雄: 277 mg/kg/day、雌: 344 mg/kg/day 相当) と報告されている (SIDS (2008)) が、病理組織検査を含めて十分な評

価項目で実施された試験結果ではない。2 価の鉄イオンは胃内の低 pH により 3 価の鉄イオンに酸化され、タンパクとキレートを形成して水溶性を高め、小腸粘膜より吸収される (SIDS (2008)) との記述があり、反復投与毒性試験を 2 価鉄化合物まで範囲を広げて調査しても、硫酸鉄 (II)・7 水和物をラットに最長 49 日間、塩化鉄 (II) をラットに最長 54 日間、いずれも強制経口投与した反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験 (OECD TG 422) において、区分 2 までの用量範囲では無毒性で、高用量群 (ガイダンス値換算で 233 mg/kg/day 超) でさえ、脾臓、肝臓への色素 (ヘモジデリン) 沈着、血液影響などがみられた程度で、重篤な標的臓器毒性はみられていない (SIDS (2008))。以上より、経口経路では区分外相当と考えられるが、他の経路での毒性情報がなく、データ不足のため「分類できない」とした。データ不足のため分類できない。

吸引性呼吸器有害性:

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性):

甲殻類(ミジンコ)による 48 時間 LC50 = 37.5 mg/L (12.9 mgFe/L)(SIDS, 2008)であることから、区分 3 とした。

水生環境有害性(長期間):

無機化合物につき環境中動態が不明であるが、甲殻類(オオミジンコ)の 21 日間 NOEC = 2.0 mg/L (0.70 mgFe/L)(SIDS, 2008)であることから、区分外とした。

オゾン層への有害性:

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

水溶液は強酸性を示すため、アルカリで中和した後処理すること。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

国連番号:

UN2582

品名(国連輸送品名):

塩化第二鉄(溶液)

国連分類:

Class8

容器等級:

Packing Group III

海洋汚染物質:

非該当

国内規制

陸上規制情報

非該当

海上規制情報

非該当

航空規制情報

航空法の規定に従う

特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。

他の危険物のそばに積載しない。

緊急時応急措置指針番号

154

15. 適用法令

法律名

法規区分名

適用条件

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、 施行令第1条別表第1) 71塩化第二鉄(平成21年10月1日施行)	1質量%以上を含有する製品
労働安全衛生法:	名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別 表第9)【352 鉄水溶性塩】 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1 号、第2号・別表第9)【352 鉄水溶性 塩】	1重量%以上を含有する製剤その 他の物(施行令第18条の2第2号、 安衛則第34条の2別表第2) 1重量%以上を含有する製剤その 他の物(安衛則第30条・別表第 2)。運搬・貯蔵中に固体以外の状 態にならず、かつ、粉状にならない 物であつて、令別表第一に掲げる危 険物、可燃性の物等爆発又は火災 の原因となるおそれのある物並びに 皮膚に対して腐食の危険を生じるも のでないものを除く。
大気汚染防止法	有害大気汚染物質(中央環境審議会第 9次答申)【35 塩化第二鉄】 適用条件:排気	排気
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3 条の3)【52 鉄及びその化合物】	
下水道法:	水質基準物質(法第12条の2第2項、施 行令第9条の4)【31 鉄及びその化 合物(溶解性)】	
水道法:	有害物質(法第4条第2項)水質基準(平 15省令101)	
海洋汚染防止法:	34鉄及びその化合物 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表 第1)104塩化第二鉄溶液	
航空法:	腐食性物質(施工規則第194条危険物 告示別表第1)	
船舶安全法	国連番号2582塩化第二鉄(水溶液) 腐食性物質(危規則第3条危険物告示 別表第1)【国連番号】2582 塩化第 二鉄(水溶液)】	
外国為替及び外国貿易法:	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2) HS2827塩化物	

16. その他の情報

参考文献

- 1) 日本ケミカルデータベース(株) 化学物質法規制検索システム
- 2) (社)日本化学工業協会 [改訂第4版]緊急時応急処置指針 容器イエローカード(ラベル方式)への適用
- 3) 薬品新聞社 化学品取引要覧(2001年版)
- 4) 国立環境研究所ホームページ、化学物質データベース(<http://w-chemdb.nies.go.jp/>)
- 5) 国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 国際化学物質安全性カード(ICSC) (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)
- 6) 神奈川県環境科学センター 化学物質安全情報提供システム (<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp>)
- 7) 2012年版16112の化学商品 化学工業日報社
- 8) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合検索システム GHS分類結果データベース (<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)
- 9) 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター(<http://www.jaish.gr.jp/>)
- 10) 化学工業日報社 改訂第2版労働安全衛生法MSDS対象物質全データ
- 11) Syracuse Research Corporation (<http://esc.syrres.com/interkow/interkow.exe?CAS=->)

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データ等にもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。